

介護保険制度が変わります

平成18年4月(施設給付の見直しは平成17年10月)から

平成12年にスタートした介護保険制度は5年を経過し、サービスは着実に伸び、制度も定着してきましたが、この中で財政の問題や施設と居宅のバランス、サービスの質や不正などいろいろな課題も出てきました。

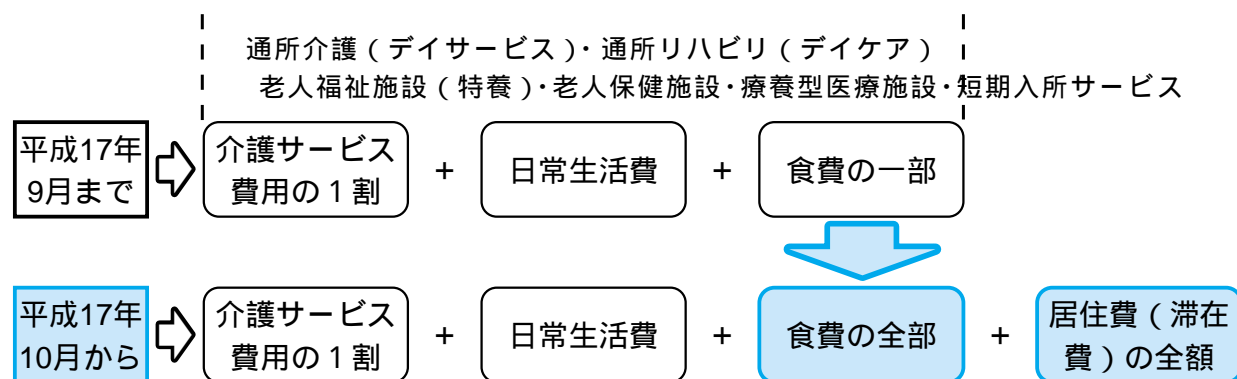
また、65歳以上の高齢者人口の将来推計では、10年後の2015年には現在の2,500万人から3,300万人に、さらに2025年には3,500万人となり、高齢化率は現在の20%から29%にまで上昇し、超高齢化社会のピークを迎えることが予想されています。

加えて、平均寿命が延びていくにつれ、高齢者のひとり暮らしがますます増えていくことも大きな課題のひとつとなっています。

超高齢化社会に備え、介護保険制度が今後も持続していくためには、介護や支援を必要とする方を減らし、住み慣れた地域で、元気に自立した生活が送れるような環境づくりを進めるために、これまでの制度が大きく見直されました。

平成17年10月から改正された「施設給付の見直し」

「居住費」や「食費」は、介護保険給付の対象外になりました



低所得の方には負担限度額が設けられます

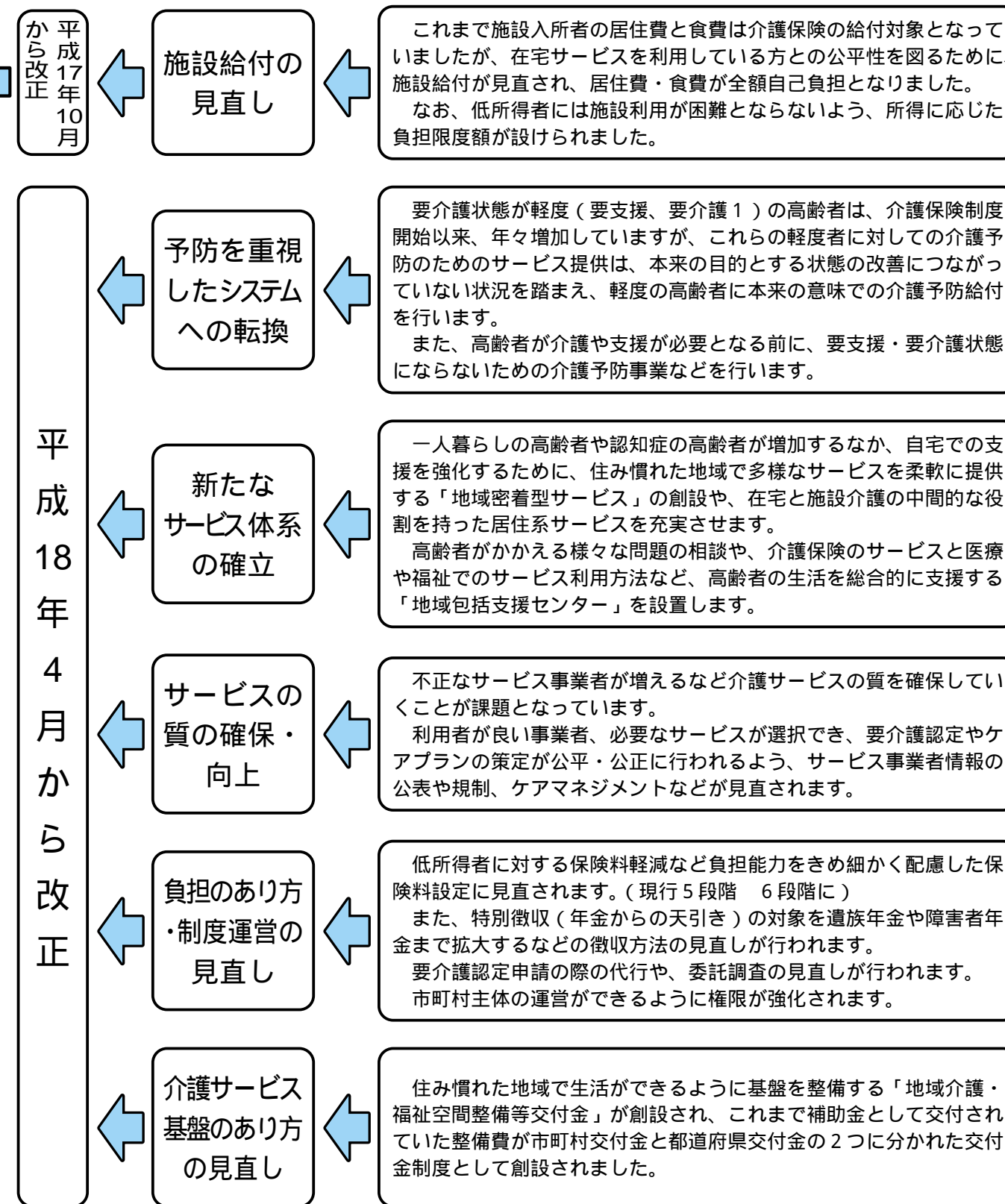
低所得の方の施設利用が困難とならないように、一定額以上は保険給付されます。所得に応じた負担限度額までを自己負担し、残りの基準費用額との差額は介護保険から給付されます。

負担限度額(1日当たり)

負担段階	対象となる方	居住費の負担限度額				食費の負担限度額
		ユニット型個室	ユニット型準個室	従来型個室	多床型	
第1段階	本人および世帯全員が住民税非課税であって、老齢福祉年金を受けている方・生活保護を受給している方	820円	490円	490円(320円)	0円	300円
第2段階	本人および世帯全員が住民税非課税であって、合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	820円	490円	490円(420円)	320円	390円
第3段階	本人および世帯全員が住民税非課税であって、第2段階に該当しない方	1,640円	1,310円	1,310円(820円)	320円	650円
基準費用額		1,970円	1,640円	1,640円(1,150円)	320円	1,380円

()は老人福祉施設と短期入所サービスを利用した場合の従来型個室の場合

介護保険制度見直しの6つの柱



「介護予防を重視した新たな仕組み」の詳しい内容については、1月号でお知らせいたします。
介護保険に関するお問い合わせ：保健福祉課介護保険係 ☎52 2144